

# 東かがわ市建設工事総合評価方式実施方針

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本方針」に基づき、総合評価方式実施方針について次のように定め、これに基づき、公共工事の品質確保の促進に努めるものとする。

## 第1 総合評価方式の対象工事

### 1) 総合評価方式の対象工事

総合評価方式は、緊急性の高い工事、小規模な工事を除き、総合評価方式によることが適切と認められる工事について実施するものとする。

平成23年度以降については、一般競争入札及び指名競争入札によって実施する工事から選定し、実施するものとする。

### 2) 総合評価方式の適用区分

総合評価方式の実施にあたっては、当該工事の難易度（技術的な工夫の余地）に応じて、次に掲げるいずれかの方式を選択する。

#### ① 技術提案型

施工方法等に技術的な工夫の余地がある工事について、競争参加者に施工上の工夫等の技術提案（環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、工期の短縮等）を求める。また、企業の施工能力などの評価に加え、配置予定の主任（監理）技術者および配置予定の現場代理人について、工種ごとに定めた指定資格取得の有無と取得後経過年数、主任（監理）技術者または現場代理人としての施工経験、及びCPDの取得状況などを評価する。

#### ② 標準型

企業の施工能力（同種工事の施工実績、工事成績等）の評価に加え、配置予定の現場代理人について、工種ごとに定めた指定資格取得の有無と取得後経過年数、主任（監理）技術者又は現場代理人としての施工経験や、国または都道府県が発注した工事の表彰実績などを評価する。

#### ③ 簡易型

企業の施工能力（同業種工事の施工実績、工事成績等）を評価する。

## 第2 技術提案の審査・評価

競争に参加する者から技術提案を求め、あらかじめ設定した工事特性、地域特性等に応じた評価項目及び評価基準に基づき、技術提案の審査・評価を行う。

## 第3 総合評価の方式

評価値の算定は、原則、除算方式で行う。

評価値＝技術評価点÷入札価格（単位：千万円）

＝（標準点＋加算点）÷入札価格（単位：千万円）

標準点：100点

必要事項が記載された技術提案書を提出すれば100点を与える。

加算点：加算点は総合評価の方式により異なる。加算点は技術提案や過去における工事成績等の評価の結果により得られた得点から換算して算出する。

## 第4 加算点・技術評点の考え方（除算方式）

### ① 技術提案型

技術提案に対する加算点に加え、企業評価及び配置予定技術者（主任（監理）技術者及び現場代理人）の資格や経験に基づき、評価項目及び評価基準を設定する。加算点は、原則、最高30点までの範囲で設定する。

### ② 標準型

企業評価に加え、配置予定の現場代理人の資格や経験に基づき、評価項目及び評価基準を設定する。加算点は、原則、最高20点までの範囲で設定する。

### ③ 簡易型

企業評価（同業種工事の施工実績、工事成績等）に基づき、評価項目及び評価基準を設定する。加算点は、原則、最高10点までの範囲で設定する。

## 第5 落札者の決定方法（除算方式）

「技術提案型」「標準型」「簡易型」とともに、落札者の決定は、以下の方法による。

- 1) 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、下記により得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

## 2) 評価値

- ① 入札価格が予定価格以下であること。
- ② ①の要件を満たす入札を行った者に対して、以下により算出される評価値をもって総合評価する。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \quad (\text{単位: 千万円}) \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \quad (\text{単位: 千万円}) \end{aligned}$$

標準点：要求要件①を満足する技術提案について100点の標準点を与える。

加算点：技術提案等に対し評価項目及び評価基準に基づき評価された加算点を与える。

技術提案書の評価点から10点、20点又は30点に換算する加算点は、小数点以下1位（2位四捨五入）とする。

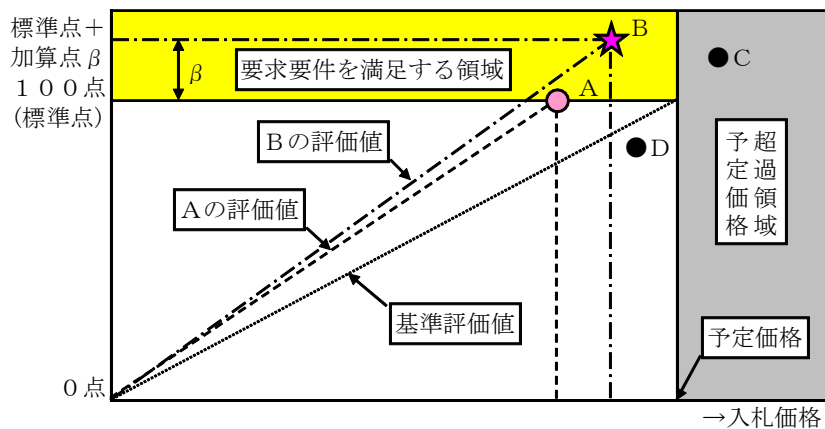
評価値の計算において入札価格の単位は千万円とし、求められる値（評価値、基準評価値）は小数点以下4位（5位四捨五入）とする。

### ③ 基準評価値

評価値は、基準評価値を下回らないこと。なお、基準評価値とは以下のとおりとする。

$$\text{基準評価値} = 100 \text{点 (標準点)} \div \text{予定価格} \quad (\text{単位: 千万円})$$

### ④ 評価値の考え方



■ 入札価格が予定価格を超過

□ 要求要件を満足していない

(例) Cは予定価格を超過している

Dは標準点を満たしていない

Aは基準評価値を上回るが、Bの評価値を下回る。

よってBが落札者となる。

- 3) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格の低い者を落札者とする。ただし、入札価格も同額である場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

## 第6 技術提案が履行できなかった場合の措置（除算方式）

落札者の決定に反映された技術提案の内容が履行できなかったと認められた場合には、工事成績評定の減点及び違約金を徴収する。

### ① 工事成績評定の減点措置

$$\text{工事成績評定の減点値} = \left[ \left\{ \frac{(A - B)}{A} \right\} \times \left\{ \frac{\text{該当項目の加算点 (ア)}}{\text{合計加算点 (イ)}} \right\} \right] \times 20 ※$$

A：入札時の評価した技術提案の値

B：施工後の実施に対する値

(ア)：不履行により減点される加算点

(イ)：評価された履行確認の対象となる項目の合計加算点

※総合評価の換算値の度合いに応じた乗数とし、工事成績評定の「法令遵守項目」の3ヶ月以上の指名停止相当の減点を適用

(工事成績評定の減点値は、小数点以下四捨五入した値とする。)

### ② 違約金の徴収

$$\text{違約金} = C - C \times \left\{ \frac{(D + E)}{(D + F)} \right\}$$

C：当初請負代金額

D：標準点 = 100点

E：施工後の実施における合計加算点

F：当初入札時に記載した技術提案による合計加算点

違約金は1円未満切捨てとする

## 第7 学識経験者の意見聴取

総合評価方式の実施にあたり、発注者の恣意的な判断を排除し、客観性を確保するため、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、学識経験を有する者2名以上の意見を聴くものとする。

なお、標準型において技術評価を行うときには、施行に際して学識経験者の意見を聴くものとする。簡易型及び特別簡易型による落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとするときに、第4 加算点・技術評点の考え方（除算方式）の区分によらない施行で改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとする。

## 第8 入札及び契約の過程に関する苦情処理

入札及び契約の過程に関し、公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、苦情申立てに対しては、入札・契約の過程について適切に説明するものとする。

## 第 9 評価結果等の公表

入札及び契約手続きの透明性・公正性を確保するため、総合評価方式の評価項目及び評価基準、落札者の決定方法等については、あらかじめ入札公告等において明らかにする。

また、入札者の提示した技術提案等の評価及び落札結果等については、東かがわ市公共工事等入札・契約情報の公表に関する要綱（平成15年東かがわ市告示第22号）に基づき速やかに公表する。

### 1) 手続き開始時期

入札公告等において、以下の事項を明記する。

- ① 総合評価方式の適用の旨
- ② 評価項目及び評価基準
- ③ 落札者の決定方法
- ④ 技術提案が履行できなかった場合の措置

### 2) 落札決定後

落札者を決定した場合、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- ① 入札者の商号又は名称及び住所並びに入札者の入札金額並びに総合評価値

### 3) 落札者への技術提案審査結果の通知

落札者に対しては、落札者の技術提案書中の「技術提案」に対する審査結果を、文章で通知するものとする。

## 第 10 技術提案等資料の取り扱い

入札者から提出された技術提案等資料は、公表しないものとする。

## 第 11 総合評価関係様式

総合評価実施に関する様式は総合工事様式1から様式9のとおりとする。

附 則

本実施方針は、平成26年6月2日から施行する。

附 則

改正後の実施方針は、令和5年4月1日から施行する。